

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険証等について

### ・保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証は、平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、オレンジ色の保険証をご使用ください（有効期限は、平成28年7月31日までです）。

※紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、ご連絡ください。

新しい保険証はオレンジ色です。



### ・減額認定証が新しくなります

現在、減額認定証を交付されておられる方は、保険証とともに減額認定証を郵送しますので、差替えのうえご利用ください。

## 保険料について

### ・保険料額のお知らせ

平成27年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

※1年間の保険料の上限額は57万円です。

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

### 【保険料の計算方法】

- ①被保険者均等割額（1人当たりの額）  
51,472円
- ②所得割額  

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成26年中の} \\ \text{総所得金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎} \\ \text{控除額} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{所得} \\ \text{割率} \end{array}$$

(33万円) (10.52%)
- ①+②=1年間の保険料額  
(100円未満切り捨て)  
(限度額57万円)

### ①均等割額の軽減(年額)

所得が低い世帯に属する方は、基準により均等割額が軽減されます。該当者へは軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,147円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,720円
33万円+ (26万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,736円
33万円+(47万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 41,177円

措置を行った後の額を通知します。



保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。  
※昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

### ②所得割額の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いたもの）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。  
※被保険者個人の所得で判定します。

### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入した時に、被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。  
※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

### ・保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられます。

場合があります。

### ・保険料の支払方法

保険料の支払方法は、「年金からの支払い」「口座振替」を選べます。また、支払方法の切り替えは、お申し出の時期により異なります。

税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。年金からの支払いの場合、支払う本人の「社会保険料控除」の対象となります。

### 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくため、発行をご希望の方に、半年ごとに医療費をまとめた通知を送付しています。

新たに発行をご希望の方は、ご連絡ください。

●すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

●この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。